

議会改革に関する検討調査部会（第9回） 記録

日 時	平成22年4月15日（木） 午後2時～午後3時58分	
場 所	杉並区役所中棟4階 第2委員会室	
出席委員 （13名）	部 会 長 河野 庄次郎 委 員 けしば 誠一 委 員 中村 康弘 委 員 原田 あきら 委 員 大槻 城一 委 員 小倉 順子 委 員 斉藤 常男	副部長 横山 えみ 委 員 岩田 いくま 委 員 藤本 なおや 委 員 安斉 あきら 委 員 松浦 芳子 委 員 河津 利恵子
欠席委員	（なし）	
委員外出席	（なし）	
事務局職員	事 務 局 長 伊藤 重夫 議会法務担当係長 杉原 正朗 議事係主査 小坂 英樹	調査担当係長 鈴木 真理子 議事係長 依田 三男
議 題	1 前回記録について 2 行政視察について	
発言要旨	別紙のとおり	

議会改革に関する検討調査部会（第9回） 発言要旨

発言者	発言内容
部 会 長	開会する。 （午後2時） 《第8回記録について》
部 会 長	第8回記録については、配付いたした内容でよろしいか。 〔「はい」と呼ぶ者あり〕
部 会 長	それでは、本日以降、公開とする。 《行政視察について》
部 会 長	本日は行政視察について最終的に部会として結論を出したいと考えている。 前日に引き続き、視察を全委員または一部で行うとすることについて、3日目の視察について協議したい。資料について説明願う。
議事係主査	資料1について、前回の部会の中で結論が出なかったものとして、委員全員または委員の一部で視察をする方法について、3日目の位置づけについて、改めて整理をして記載をした。 3日目の位置づけとしては、協議事項の中に から まで記載しており、視察先、視察目的は自由とする現行の自由視察が 。 は、委員会視察の一環として位置づけ、3日目についても委員会決定を経る。視察目的については、2日目の視察先の施策に関連したものの（現地調査を含む）とする。 は、2日目帰京とし、特に3日目に視察の予定がなく、2日目の視察終了後、午後10時までにご自宅に帰宅できることがあらかじめ見込まれる場合には、2日目に委員会として帰京する。この場合には、2日目の宿泊費は旅費として請求しない。これらが、前回の協議を受けて再度整理をさせていただいたものである。 印は、旅行命令上の行程を外れる場合、職員の例によると、その時点から休暇扱いとなり、以後の旅費は返還しなければならない。したがって、2日目視察先自治体（旅費が支給される行程）を出て、他の自治体を視察する場合には、同様に返還の対象となる。その根拠は、旅行命令等に従わない旅行として杉並区職員の旅費に関する条例の第5条に規定しており、公務上の必要あるいは天災その他やむを得ない事情によって旅行命令に沿って旅行することができない場合には、あらかじめ旅行命令権者に変更の申請をしなければならない。申請をする暇がない場合には、その旅行が終了した後、速やかに旅行命令権者に変更の申請をしなければならない。この1項、2項の規定による変更の申請をしない、あるいはその変更が認められないという場合には、旅行命令等に従った限度の旅行に対する旅費のみの支給を受けることができる。したがって、帰路の旅費の分については一切支給されない、あるいは返還いただくという扱いである。 資料2は各区の常任委員会の行政視察の実施状況であり、口頭での聞き取り調査の結果を記載している。 まず時期として、杉並と同じように10月実施している区は12区。 泊数について、杉並と同じように2泊3日で実施している区は16区。 2泊3日で杉並と同じように視察をした場合の視察都市の数について、2都市の区もあるが、3日目の午前中に視察をする、あるいは全部で3都市を視察する区が11区。3日目の視察先は、2日目の隣接市であったり、あるいは2日目の視察市の範囲内であったり、

	<p>それぞれである。</p> <p>杉並と同じ方式を採っているある区では、2泊3日で2都市を視察し、3日目は自由視察としているが、3日目はそれぞれの委員は2日目の都市の範囲内で視察をすることが前提だと聞いている。</p> <p>最後に、民間業者の活用については、委託契約を結んで委託料を支払っている区はなかった。ただ、宿泊先の手配の関係で、旅行業者を通じて手配する場合に、その手数料を上乗せして支払っている区が幾つかあった。</p> <p>以上である。</p>
部会長	<p>まず協議事項として、委員全員または一部とする点について、前回会派に持ち帰った結果について、A委員からご報告願う。</p>
A委員	<p>一部のときもあり得るのではないかという意見と、絶対に一部は認められないという意見が出て、1つにまとまらなかった。1つ疑問として、例えば委員の半分で視察する場合、委員会の成立規定を満たすのか。</p>
議事係主査	<p>招集を通知して開く委員会ではなく、あくまで委員会決定に基づく派遣であるので、定足数の考え方は適用されない。</p>
B委員	<p>新しいやり方があってもいい。仮に、例えば都市環境委員会でいえば、都市整備の部分、環境の部分で必ずしも行き先がうまく組めないこともあるので、委員会として分かれて行っても、それぞれの有益なのではないか。やってみてもいいと思う。</p>
C委員	<p>常識的に、最低でも2班に分かれて、1人、2人ということは通らないのではないかと思います。今B委員が発言されたように、都市と環境に分かれて、目的を明確にして視察するというのであれば、納得が得られるのではないかと。</p>
D委員	<p>前回と同様、基本は一部または全員でもいいと考える。</p>
A委員	<p>もともと報告書は両論併記であるから、一部の会派の一部にそういう意見があったと記載していただければ。</p>
C委員	<p>私の理解によると、2002年に地方自治法が改正され、派遣が制度化された。議会開会中は議会の決定によって行政視察として派遣できると同時に、閉会中は議長の許可を得れば可能となった。非常に弾力的に制度改正になった背景がある。</p>
副部会長	<p>2002年に法改正で認めているということなので。</p>
部会長	<p>一部疑問の声もあるが、委員会または一部で大勢は決したということにさせていただくが、それでよろしいか。</p> <p>〔「はい」と呼ぶ者あり〕</p>
部会長	<p>次に、3日目の位置づけについてご意見を。</p>
A委員	<p>会派では、2日目の夜に帰るべきという意見が多かった。また、3日目の視察については、最低限個人のレポートは出すべきという議論があった。</p> <p>3日目も集団で視察するかどうかについては、肯定する意見は会派では特に出していない。</p>
E委員	<p>会派では2日で終了していいのではないかと意見だった。ただ、2泊して3日目に及ぶのであれば、3日目は委員会として視察をして、委員全員で帰ってくる。</p> <p>A委員に質問するが、3日目の自由視察で、例えば10人が行えば、10人が個人レポートを書くことになるということか。</p>
A委員	<p>そういうことになる。</p>

C 委員	我が会派としては、1つは、これまで大事故あるいは不祥事が起きていない。2つ目は、3日目視察するに当たっては、心得と注意を徹底して、議員の良識に任せてもいいのではないか。したがって、従来どおりということである。
D 委員	ある程度説明がしっかりできた形で報告もされるのであれば、柔軟に対応していいのではないかと思う。
F 委員	委員会の中でどうするかということその都度議論して決めていけば、2日目宿泊ということもあり得る。2日間の視察は意外とタイトで、行政から話を聞いてほとんど終わりということが多い。3日目に、2日目の地域で関連する施設を見てきたことがあったが、非常に有効だった。単に話を聞いて帰ってくるというだけでは不十分なことが多いので、可能としていいと思う。
G 委員	今回の方向性で、委員会の中で正式に決定するという方向は前回合意したと思うので、どのパターンをとるにしても、委員会での決定がどこまで入ってくるのか等々も絡んでくる。資料の自由視察といったときに、各委員が行くにしても、行き先を事前に、10人が10人ばらばらに行くのだとすれば、それも委員会決定の中に入ってくるのか等、仕組みとして、その辺はちょっと気をつけなければいけないと思う。
H 委員	会派では特段まだ話はしてないので、個人的な意見ではあるが、自由視察でも有意義な面もあるので、自由視察であるならば、同じ都市であるべきとは思ふ。22区の動向を見ても統一性がないので、杉並区議会として独自に旅費に関する規定を定めていけばいい。
部会長	副部会長から、正副部会長の案についてお話をいただきたい。
副部会長	午後10時までに戻れないという場合でない限りは宿泊は認められないということを受けて、3日目になる場合には、自由視察は、所管を外れる場合は政務調査として行うこととし、委員会の所管事項の視察をあくまで原則とすべきと考えるが、いかがか。
部会長	自由視察を前提にしながら、視察前に委員会で各委員の3日目の視察目的が了承されれば、委員会の所管に関連する事項であれば公費で賄う。それ以外であれば政務調査費で賄うという形にすれば、ある程度皆の自由度も高まるのではということ提案させていただいた。委員会として視察に行く以上は、3日目についてもきちんと初めから委員会として取り決めをしておけば、その範囲で自由に各議員が活動できるのではないか。
C 委員	確認だが、過去のデータとして、3日目の自由視察は、1委員会どのくらいの委員が行っているのか。
事務局長	データはないが、感覚として、7割から8割ぐらいの方は自由視察として近隣を視察されてお帰りになっているのではないかと感じている。
C 委員	7割から8割の議員がどこかに寄って帰ってくるというのは、余りないのではないかと私は見ている。
部会長	宿泊したその都市の中を見て帰る、今まではそういう自由視察ではないか。
事務局長	2日目が終わった後に帰られる議員や、3日目の朝にすぐ直帰される議員を除き、近隣をある目的を持って視察して帰京する議員の割合である。
E 委員	先ほど副部会長からご提案いただいた内容は、制度を高めるという意味では納得できる。 委員会の中で、どこで委員会を閉めるか合意を図りながら決め、3日目は、基本的には同一市内で関連施設等を委員会の視察として行う。委員会のくくりで視察をするという結論になったときに、先ほどA委員が発言されたように、例えば、ここから違う都市に個人

	<p>の視察に行ったり、同一市内の違うところを個人の視察とするという単独の行動は認められないということか。</p>
部会長	認められる。
E委員	委員会の視察も、同一市内で行政視察が行われ、個人の視察も、市内であったり、政務調査費を使って離れたところに行くということも可能ということでしょうか。
部会長	可能である。
事務局長	委員会の所管事項に関する調査であれば、それは正式な視察ということで、例えば京都から岡山へ行って、岡山から帰る、そういう旅程を組んで、旅費もそういう形で計算するが、同じ岡山に行くにしても、委員会の所管外の事項を議員として調査に行くという場合については、本来の趣旨から外れることになるので、その場合は、帰りの旅費も全部含めて政務調査費でお願いしたい。
部会長	京都へ行った帰り、岡山へ寄りたいという場合は、あらかじめ委員会で視察を決定する。視察先で急に、岡山へ行きたいということではだめで、視察前に委員会です承を得た上で視察に行く。その場合に、所管の委員会に関連のある調査事項であれば、公費として帰りの旅費を認める。ただ、所管以外の調査事項であれば、政務調査費を使っていただく。
副部会長	それが今までと大分違うところになる。
E委員	個人の同一市内の視察の場合でも、関連する場合と関連しない場合がある。両方とも認められるということか。
事務局長	同一市内であれば、旅費の問題のみである。最終視察地を離れて、別のところへ移動して、そこから帰るというルートをとる場合は、所管の委員会の調査事項に含まれるものであれば、それは正規の視察としてすべて旅程を組んだ形での旅費の支給になる。所管外のことであれば、2日目の宿泊までは公費で出るが、3日目の移動の旅費すべて政務調査費なり私費で視察をしていただくという考え方である。
E委員	目的さえはっきりしていれば、3日目は委員会の視察としての縛りをかけないということか。
部会長	視察に行く前に、委員会に対して事前に報告しておいていただき、委員会が了承すれば、行うことができるという意味である。
C委員	制度を改正しようというのは、旅費のあいまいさをなくすことなのか、あるいは無駄を省いて金を節約することなのか、区民から批判されたりすることがないようにすることなのか、何が目的なのか。
事務局長	目的とすれば、視察の目的、行程をはっきりさせるということである。今は3日目の位置づけが非常にあいまいであり、その部分を明確にすることが、今回のそもそもの発端である。
C委員	そうすると、過去何十年視察を行って来て、こういう問題が提起されなかったのはなぜか。
事務局長	結果から言えば、たまたま幸いが続いたとしか言いようがない。一時期、新聞等で報道されたことがあるように、公費で視察に行き、翌日別の場所での私的な行動がマスコミに報道された自治体もある。これまで、杉並ではそういったことはなく、しっかり目的を持って視察をされていると認識しているが、今までの考え方でいくと、2日目までが正式な委員会の視察という位置づけで、3日目は各委員がそれぞれのテーマに基づいて自由に視

	<p>察をして帰る、そのまま直帰で帰りたい委員は帰っていただくというあいまいな形でこれまで来ていた。今後は明確にさせていこうということである。</p>
I 委員	<p>たまたま親戚がいる都市に視察に行った場合、市内の親戚と会って帰ってくるということとは認められないということか。</p>
事務局長	<p>市内であれば2日目の視察都市から帰る場合と同じ扱いになる。問題は、宿泊地を離れて、例えば他の市に行くような場合、今までの旅費の組み方は、2日目に宿泊した地から東京に帰るまでの旅費で支給されているので、離れた地に移動した段階で、旅行経路を外れた旅行となるため、旅費を返還する等の取り扱いとなる。</p>
I 委員	<p>全くの私用になるが、それがいいのだろうか。</p>
事務局長	<p>良識の範囲内ということになると思う。</p>
C 委員	<p>その場合、災害に遭えば、公務災害等の適用はどうか。私用でも適用になるのか。</p>
B 委員	<p>例えば、A地に住む人がB地に勤めており、BからAへの帰路の途中のC地に寄り道したケースで、労災が認められているケースはある。経路を外れて行くのはだめだが、帰路の途中で立ち寄って、それも限度はあると思うが、労災が認められている例を耳にしたことがあり、私用であっても認められる可能性はゼロではないと思う。</p>
A 委員	<p>労災が認められる、認められないにかかわらず、今、委員会の行政視察について議論しているのは、区民にとって透明性を高めることが基本的な観点であって、当然、同市内であろうが、委員会の視察から外れる行動は慎むのは、この議論の大前提ではないか。</p>
事務局長	<p>さらに、委員会の視察で京都に行き、実家が山口にあるのでそのまま帰郷したい、帰りの旅費は自分で払うという場合も、私は認められないと思う。そのまま山口の実家に帰郷するのは公費を一部使っていることになってしまうのでいけない。</p>
事務局長	<p>2日目の視察が終わった時点で、それが帰れる時間にもかかわらず、3日目に、例えば親戚の家に行くから、せっかく来たので泊まって、顔を出して帰ろうといった場合について、例えば2日目の視察が終わったときに、午後10時までに帰れるということであれば、基本的にはそれで帰る。3日目の自由視察がなければ帰るのが原則である。そうしないで、泊まって、親戚のところに顔を出して、あいさつだけして帰るという場合は、おそらく今の考え方からいけば認められないと考える。たまたま親戚の家があったので、そこに寄った後に、例えば市内のどこかを予定どおり視察して帰るということであれば、それは視察の中でたまたまプライベートな時間があったということだけなので、問題はないのではないか。</p>
部会長	<p>A委員から示された件については、確かに認められない可能性が高い。あくまでも今の議論は、3日目を自由視察にするのか、あるいは委員会の視察と位置づけて視察をして帰るのかについてであって、先ほどのケースは自由視察にも該当せず、完全に個人のプライベートな活動になるので、事務局としては、それは認められないということになる。</p>
事務局長	<p>委員会で今までそうした議論は全くなかったが、今後、例えば視察2日目が終わった、3日目は自由視察という場合、自由視察ということは、その委員会の目的にかなっているかどうか、あるいはかなってなくても、ほかの項目についての視察かどうか、それはそれで私費か公費かは別にして認めることとし、3日目が個人的な行動の場合は、一切それは認めないということになるのか。その点が今まであいまいだった。</p>
事務局長	<p>3日目の視察の内容を、先ほど部会長がおっしゃったように、委員会として行動するの</p>

J 委員	<p>であれば別として、これまでと同じように委員の自由視察という位置づけで行くのであれば、視察の目的を委員会の中ではっきりさせていただくことになると思う。</p>
事務局長	<p>例えば自治体の市境に泊まったとして、そこで委員会の2日目までの行程は終わったとする。ところが、3日目、すぐそばに、他の委員会の所管事項ではあるが見たほうがいいものがあるときに、結局は2日目の市から帰るが、別の地との往復部分だけは個人が政務調査費で出して、もとの地からの帰路の部分についてはもともと発生するはずの費用だったので、そこは予定どおり帰ってもいいのだろうか。</p>
事務局長	<p>現在もそのように運用しているが、たまたま近い市境をわずかに越したぐらいという場合も、先ほどの例にあった遠隔地へ行く場合と全く同じことになる。原理原則で考えていけば、認められない。所管委員会の調査事項に含まれるものであれば、その部分も正規の旅行経路として申請すればよく、所管外のことであれば、政務調査費なり私費で負担すべき部分になるので、帰路の部分といえども旅行行程から外れることにはなる。</p>
J 委員	<p>本来の筋としては、C委員も発言されたように、3日目の行動がクリアになっているか、なっていないか。かつ、それが政務調査に値するものなのかどうなのかが区民の方にとっては一番の関心事であることを考えれば、その点がクリアになっていれば、運用の範囲なのではないかと思う。</p>
部会長	<p>そのかわり、視察報告も書いていただかなければいけない。あらかじめ委員会視察の前に、自分は視察に行ったついでに他の市へ行きたいということを申し入れておいて、委員会に関連する調査事項であれば、それは公費として見るということで、これからの考え方としてははっきりしたほうがいい。ただ、関連しないことであれば、当然視察はやっていただいて結構だが、その場合は政務調査費なり私費で賄うということになる。そのことを委員会の中で決めていただく。</p>
副部会長	<p>ただ、所管事項の範囲内であっても、2日目の市から別の市へいくことは今までも認められていない。</p>
事務局長	<p>今までの旅費の積算の仕方は、2泊目の宿泊地までの旅費とそこから帰る旅費の分のみを支給してきたので、今副部会長がおっしゃったように、委員会の所管事項に係る視察をほかの市で行った場合についても、その分の旅費は今までも支給していない。</p>
C 委員	<p>いろいろなケースが想定される。したがって、委員会決定ということが非常にウエートを占めてくるが、正副委員長が困らないように、あるいは判断ミスが出ないように、シンプルにしておかないと、その都度問い合わせして、ご苦労願うという形になるのではないかと不安がある。</p>
部会長	<p>もう1つは、委員会は、委員長が閉会または解散するまでは身体的に拘束されると我々は教えられてきた。自由勝手なことはできないという原則をきちんとつくり上げないと、判断に迷うのではないかと思う。</p> <p>したがって、制度改正の趣旨は、ここでは委員会になるが、開会中は議会、閉会中は議長が認めれば、いかなる調査目的であろうと公費を使えるということではないか。ここでは所管外は認めないと合意しても、議長が認めたら、法的に何の違反もしないし、良識ある議員が勉強したいというケースもあり得る。</p>
部会長	<p>長い間議員をやらせていただいて一番思うのは、3日目の自由視察の位置付けがあいまいだった。その点を今回きちんと決めておいたほうがいいのではないかが大きなテーマで</p>

	<p>あって、それを決めるためには、もし委員会として行動が一体でなければ、視察する前の委員会で、個人が視察したいという申し出をして、委員会としての了承が得られていれば、それはそれではっきりしていることになると思う。</p> <p>3日目の行動については、自由視察とはいえ、個人的な行動はだめという形にしているのかどうか。同じ市内であれば、事務局長から指摘があったように、親戚に寄っていても、そのあと視察目的が控えていてきちんと行えば、それはそれでクリアできるということになる。ただ、親戚の家に寄って、そこへ泊まって来たという場合は完全にだめということになる。</p> <p>所管事項に関連する調査をまた3日目やりたいということで、ほかの都市へ行く分には、公費として見てもらえるようにしようと。それから、所管委員会に関連しない事項でも調査をしたいという場合は認めるが、それは政務調査費なり私費で行くということを皆さんが了解していただければ、部会として今回の報告の中にそれを入れることとし、今までよりは明確になるのではないかと。</p> <p>E 委員 部会長 E 委員</p> <p>これまで、2日目の夜、これで終わりということであいさつして、泊まって、その次の朝帰る人もいれば、視察する人もいた。グレーゾーンが多いので、何をしてもいいのではということになる恐れがあるので、委員会の決定によって行動するのが一番いいと思う。</p> <p>A 委員が発言したように、区民にとって透明性を高めて、議会として視察のあり方をきちんとしていこうという趣旨で行政視察についての議論が始まった経緯があるので、常に区民の視点から見て我々は行動しなくてはいけないということが一番のキーポイントである。</p> <p>E 委員</p> <p>感じたことを述べさせていただきたいが、資料の 印の「旅行命令上の行程を外れる場合」という2行の文章は非常に重要であり、要するに透明性を高めようとか、責任ある行動をとろうということとは違うレベルで、この規定が存在する。このことを知らない議員がかなり多いのではないかとと思う。考え方のベースになるものとして、根拠となる理由は一度全議員に知らせるべきと思う。</p> <p>もう1つは、私が議員になった当時、ほかの委員よりも視察から早く帰ってきてても事務局に寄ってはいけないと言われていた。自分は今公務に携わっているということを忘れないようにということを言われた記憶がある。</p> <p>議事係主査</p> <p>そういう目で見ると、行政視察に参加しない場合でも、参加しない理由や、東京にいる間の委員の行動の仕方は自覚をしたほうがいいのではないかと。</p> <p>旅費の件でお話させていただくと、旅行雑費として、1日当たり3,000円支給されるが、昼食代が半額含まれているので、例えば3日目午前中の早いうちに帰着した場合、半額は返還していただくことになる。</p> <p>B 委員</p> <p>議員は、職員と性格が異なる部分が多分にあるので、今後話を詰めていくのであれば、職員の規定を準用するのはかなり無理が出てくるのではないかと。議員という立場になると、必ずしも職員の方と同様に物事を合わせる必要がある部分もあれば、一緒になくともいいだろうという部分もある。そういう意味では、例えば職員には行政視察という制度はないので、議員の立場に合ったものに、ある程度改めていかないと、職員の例をすべて盾にとるのは限界があるのではないかと。</p> <p>確かに、区民の方から見て透明性を高めるといった部分は逸脱すべきではないと思うが、</p>
--	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

	<p>ただ、しゃくし定規的にそれにこだわった場合に、本来の議員としての調査活動等の足かせになる可能性があるので、もう少しあり方自身も明確にしていけないと限界がある。明確にするのであれば、職員の規定を準用するだけでなく、議員として行政視察をどういう形で行っていくかを明文化し、区民から見てもおかしくないものをつくれればいいので、そうした検討も必要になってくる。</p>
事務局長	<p>現在、旅費の関係については、特別職も含め、すべて杉並区職員の旅費に関する条例を準用する形になっている。仮に議員は別枠ということでやるのであれば、議員の旅費に関する条例という形で、別途、条例、規則を定めなくてはいけない。</p>
B 委員	<p>私が思うのは、職員の規定を準用しているのはわかるが、前回の視察の際、電車を利用しなくてはいけないということで、たしか五、六時間かかるような経路で移動した。現在は航空チケットも安いものがあるが、事務局から聞いたのは、規定がこうなっているので使えないとのことだった。ただ、総合的に見た場合に、コストアップにつながることは避ける必要があるが、合理的な理由があれば、例えば5時間かけて行くところを飛行機で行けば2時間で行って、残りの3時間、本来の視察内容を充実できるという選択肢もある。規定にがんじがらめになってしまうと、本来の趣旨がしっかりと果たせないところも出てくるので、そうした面を含めると、議員の旅費に関する条例ということになるが、今後、どこかの時点である程度整備を私はしていく必要があるのではないかと。整備しないにしても、一たんそのことをきちんと論議する時間は、将来を見据えたときには必要と思っている。</p>
部会長	<p>行政側としては、見直すということはあるのか。</p>
事務局長	<p>現段階でそうした話は聞いていないが、確かにこれだけ交通網が発達してきている中で、どうすれば経費的にも安く、時間もかけずに効率的な視察ができるかはきちんと考えてもらわなくてはいけないと思うので、事務局から所管課に、こういう問題提起が出ているということはお伝えしたい。</p>
部会長	<p>会派で視察に行く場合はレンタカーを使うことが多い。委員会として行く場合は、レンタカーの使用は難しいのか。</p>
事務局長	<p>レンタカーは旅費規定にはないので、何らかの公共交通機関があればそれを使い、なければタクシーを使うことになる。レンタカーを使う場合は、仮に事故等が起きた場合にはかなり問題になってくるので、その点も含めた上で、公共交通機関を使っていくという考え方に立っているのではないかと。</p>
部会長	<p>B委員からの先ほどの提案は行政とも関係するので、今後の課題とさせていただきたい。</p>
C 委員	<p>何十年実施してきたことについて、大事故や不祥事あるいは不都合はなかったのではないかと。区民から批判を受けないように、3日目を行動するに当たっては、議員としての心得あるいは諸注意を徹底して行えば足りるのではないのかと、会派としての意見である。非常勤と常勤との位置づけが違ってしまうように、議員は職員とは違うので、あくまでも議員の良識に任せていいのではないかと。</p>
A 委員	<p>今問題になっていなくとも、近く問題になってくるものもあると思うので、先ほど部会長がまとめられた結論で良いと思う。</p> <p>つけ加えたいのは、自由視察を行うからには、そのレポートを書くことである。3日目に、2日目の視察先をもう一度視察してみると、前日の説明だけではつかめなかった実態</p>

	<p>を目にすることもできる。</p>
部 会 長	<p>3日目の視察についての報告は当然のことと理解している。ただ、3日目の朝帰ってくる場合はなしということももちろんはっきりしておかないといけない。</p>
H 委 員	<p>例えば3日目、自由視察をする委員とすぐ帰ってくる委員がいると、区民の目にはどう映るか。</p>
部 会 長	<p>単に早く帰りたいから帰るのではなく、当然、東京で仕事があるので帰ってくる。区民の目線で見てもそれはおかしいことではないと思う。できるだけ自由を認めつつ、区民に対して説明のできる体制にしておくべきというのが基本となる。自由視察という名のもとに今までは自由になっていたが、今回、部会で報告書がまとまって出せれば、それは今後の視察のあり方に当然反映してくると考える。</p>
A 委 員	<p>3日目の午前中で帰ってくることにについては、何か委員会の視察に関する規定で認められていないのか確認したい。</p>
事 務 局 長	<p>その日の視察が午後10時までに自宅に帰れる時間帯で終わった場合については、3日目の自由視察がない限りは、2日目終わったら帰るとするのが原則であり、その場合は、2日目に泊まる理由がない。</p> <p>視察が例えば夕方の5時近くまでかかるとすると、そこから帰宅するとすれば当然午後10時を過ぎるという場合は、2日目に泊まる理由があるので、3日目に直帰をしても構わないということになる。</p>
C 委 員	<p>実質的には1泊2日になる。</p>
部 会 長	<p>2泊3日が既定事項になっているが、本来は、10時までに帰れば1泊2日で視察は終了しなくてはいけない。</p>
事 務 局 長	<p>3日目の自由視察をしないのであればという前提である。ただ、そうはいても、視察先と視察の終了時間によっては、10時までに自宅に戻れないケースもあるので、その場合は、宿泊して翌日直帰で帰っても構わないし、視察をして帰ろうということであれば、自由視察という形でやっても構わない。</p>
部 会 長	<p>2日目の夜の食事の場を別途設けずに帰らなくてはならないということになる。</p>
事 務 局 長	<p>そういうことになる。</p>
部 会 長	<p>ただ、今までの2泊3日の予定で見ると、大体4時半ぐらいまでは視察して、全員での夕飯が終わると8時。8時から帰ることはできないので、今までは1泊していたわけだが、本来、食事なしで、帰れるとなれば帰らなくてはならない。</p> <p>ただ、F委員も言われたように、2日間を通じて視察してみて、もう1回、3日目に確認のためにいろいろ歩いてみたいというのは議員として当然の姿勢だと思うので、その点を基本に生かしていかないと、単に3日まで延ばすということだけでなく、自由視察できちんと議員として視察することを、ある程度視察の前に明確にしておけばいいと思う。</p> <p>今回部会では行政視察は委員会決定ということになったので、そういう意味では、委員会決定の際、それぞれの委員が、例えば3日目は自分はこのところへ行きたいということをあらかじめ報告し承認を得ていれば結構だと思う。委員会に関連する事項であれば公費として出す。それから、委員会所管以外の視察目的であれば政務調査費なり私費から出してもらおう。当然、3日目に視察すればその報告書を出すということをつけ加えて、部会としての結論としたいと思う。</p>

J 委員	<p>2日目の視察先での説明で、視察事項に関連して現地視察等の提案がある場合には、ぜひ見たほうが良いと思う。</p> <p>きのう、あるシンポジウムに参加したが、他の国の例を紹介して、日本の国内にいる役人もどんどん海外に出て、海外の風土や慣習、文化を知らない日本は戦っていけないという話があった。議員であればどんどん視察をして、議員力をつけて、なるべく視察しやすい方向にベクトルを持っていかないと区民のためにはならないと個人的には思う。そのかわり、A委員が発言されたようにきちんとそのことはレポートとして出すことで区民の納得は得られるのではないかと。</p>
部会長	<p>今の時点で皆の意見を聞いて思うのは、議会人として、区民に対して責任ある行動をきちんとしていかなければいけないということは基本に皆持っていると思う。そのことを基本としつつ、かつての海外視察もある意味では多少余裕があり過ぎた部分もあると思うので、その点についても反省しながら、海外視察も含めてこれから議員の活動も、地方議員といえども広げていかななくてはならないということは確かだと思う。</p>
J 委員	<p>私は海外視察に行きたいという趣旨ではなく、国の施策としても紹介されていたので、国内であろうと広い見聞が今後も益々必要になるとの趣旨で発言した。</p>
G 委員	<p>結局、委員会決定するときに、どこまでを決定の範囲とするのか。初日、2日目は全く問題ないと思うが、3日目の決定の内容をどうするのか。例えば、3日目同じ市内を自由視察といったときに、委員会決定の内容は、自由視察なのか、それとも個別の施設名でも施策名でもいいが、それになるのか。調査事項ということで、施策名、施設名になるのであれば、先ほど委員全員か一部かということとの絡みになるが、結局、全員で行かない限り、そもそも委員それぞれをそこに派遣しているという位置づけになると思う、全員で同じところに行くのでなければ、本日の協議の最初での委員の一部云々という話は、一部が前提になっている。その点が論理的な面で気になったので、どのようにそろえるか。</p>
C 委員	<p>経験的に言わせてもらえば、議員という立場、性格からいって、余り縛りをかけすぎると、人材育成なり調査目的の実現、あるいは政策形成能力、さまざまな支障を来すので、我が会派としては、余り縛りをかけないほうが良い、ただ、区民から批判を受けないようにきっちり責任持って行動してほしいという立場である。</p> <p>我々若いとき、視察に行き、お金を徴収されることはなかったが、今はそうではない。まさにさま変わりだが、それは区民の方々の批判にこたえて、自分たちの食費を出しているということだと思う。</p>
部会長	<p>今までのあいまいな形での自由視察はやめ、きちんと事前に3日目について取り決めをしておいたほうが、それぞれ区民に対しても説明ができる。最終的には議員の良識に基づいて、決められたことをきちんと守っていくということで、きょうのご意見も踏まえて、この部会として報告をさせていただきます。</p> <p>前回と今回でいろいろと貴重なご意見をいただいたので、ここで確認をしておきたい。まず行政視察の根拠としては、自治法第109条、それから杉並区議会会議規則第60条。視察の決定手続については、現行は委員会閉会后、皆で議論して、視察内容、視察先等を決めてきたが、部会としての決定は、今後は委員会の中で視察の決定手続を行う。</p> <p>時期としては、現行は10月、3定閉会后が中心だったが、一律ではなく、必要に応じてという形で了承を得た。</p>

	<p>回数としては、現行は1回、2都市であるが、必要に応じて行き、ゼロ回から複数回(日帰りまたは1泊2日)とする。</p> <p>人数については、委員全員または一部ということで了承いただくべく努力をさせていただいたが、一部疑問の残る議員もいるということで報告させていただく。</p> <p>旅行者の活用については、必要に応じて旅行者の活用をということで決めさせていただいた。それ以外については、担当書記が従来どおりやっていただく。</p> <p>同行者については、所管部長は必要に応じて参加する。</p> <p>随行者については、やはり必要ではないかという意見が大勢を占めていた。反対はなかったため、随行者の必要性については、従来どおりとさせていただく。</p> <p>3日目の自由視察については、今までの方式でいいのではないかという意見もあったが、自由視察も区民に対して透明性を保てる形にしていかなければいけないということで、当然、委員会決定となるので、視察3日目についても、委員がご自分で行きたい視察箇所があれば、それは事前に申し入れるということを経験原則として認識していただき、所管の委員会と関連する調査事項であれば、これは公費で賄う。委員会視察に関連しない事項に関しては政務調査費で賄ってもらおう。ただ、今まで視察報告書は3日目については提出していなかったが、今後提出する扱いとする。</p> <p>以上要約であるが、ご意見があれば。</p>
A 委員 部 会 長	<p>会派の一部に、2日で帰ればいいという意見もあったということを書いていただきたい。異論がなければご了解いただきたい。よろしいか。</p>
議事係主査	<p>〔「はい」と呼ぶ者あり〕</p>
	<p>前回、委託をした場合にどれくらい安くなるのか、あるいは委託料がどれくらい発生するのかという質問があったので、昨年の視察を例に、ある業者に参考までにお聞きした結果を報告する。</p> <p>経路として、昨年、往復電車で視察を行った委員会と、往復飛行機で視察を行った委員会についてそれぞれ業者に問い合わせた</p> <p>結論として、電車の場合には、割引はあることはあるが、宿泊代に上乗せされる手数料が相当分あるため、インターネットで予約をする場合とでは相当の開きが出る。この場合、総額に対して数%の割合で委託料がかかるという計算も入れると、割高になる。</p> <p>逆に、飛行機の場合は、割引は電車と比較して相当額出るため、業者を通じて予約する宿泊を上乗せし、さらに総額の数%の委託料を上乗せしたとしても、昨年の例でいえば、実際の経費より安くなる結果が出ている。ただ、割引チケットが時期によるものでもあり、ことしも必ずしもそのまま適用できるとは限らない。</p>
部 会 長	<p>今の点について特に質疑があれば。</p> <p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
部 会 長	<p>〔次回日程調整〕</p> <p>閉会する。 (午後 3時58分 閉会)</p>